

	書類名	法人	個人	備考
1	富里市中小企業資金融資申請書（第1号様式）	○	○	商工観光課
2	信用保証協会申込書類一式	○	○	商工観光課
3	個人情報の取扱いに関する同意書（包括同意型）	○	○	千葉県信用保証協会
4	印鑑証明書 個人 法人	○	○	市民課 法務局
5	住民票	不要	○	市民課
6	納税証明書（未納のない証明） 個人：市県民税・国民健康保険税（社会保険未加入）・固定資産税 法人：法人市民税・固定資産税	○	○	納税課
7	固定資産評価証明書	○	○	課税課
8	商品又は原材料の仕入れのために要する資金について見積書又は契約書（押印のあるもの）	○	○	
9	設備資金の場合は見積書又は契約書（押印のあるもの）及びカタログ	○	○	
10	営業許・認可証の写し（許認可業種の場合）	○	○	
11	確定申告書の写し（受付印のあるもの）	○	○	
12	商業登記簿履歴事項全部証明書	○	不要	法務局
13	定款	○	不要	
14	決算書（2期分）	○	不要	
15	残高試算表（決算期から6か月以上経過している場合）	○	不要	
	※以下は、NPO法人が利用される時に提出いただく書類です。（上記以外に）			
16	事業報告書 17 貸借対照表 18 活動計算書 19 財産目録 20 役員名簿 21 社員名簿			
	※以下は、創業支援資金及び独立開業育成資金を利用される方に提出いただく書類です。（※25は独立開業育成資金のみ）			
22	資金計画書 23 収支計画書 24 事業計画書			
25	勤続退職証明書（法人の場合は代表者）			勤務先

(注1) 4から19までの書類は、各2部（コピー可）必要となります。
です（同一年度内に限る）。ただし、□で囲んでいる書類は、必ず原本を1部添付してください。

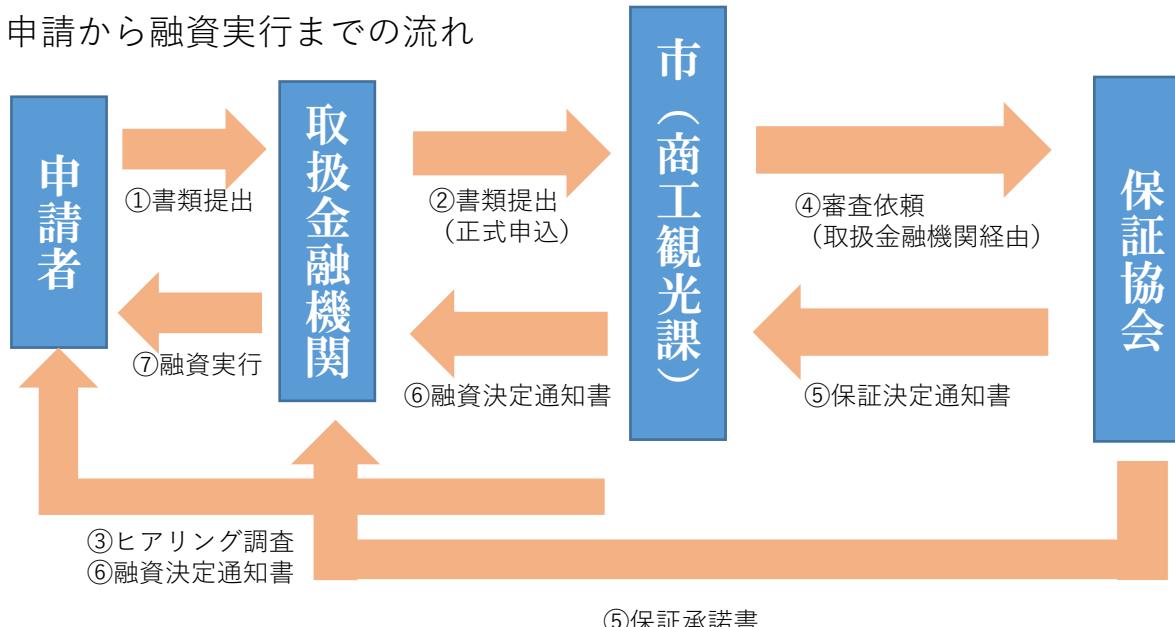
(注2) 確定申告書・決算書は2期分必要です。また上記のほかに、業種・営業形態などにより追加される書類があります。なお、やむを得ない事情などにより決算書2期分ご用意いただけない場合は、代わりに試算表等ご用意いただく場合があります。

(注3) 2回目以降の申込みの場合、住民票・固定資産評価証明・商業登記事項証明書・定款は内容に変更がない場合不要

令和7年度版 富里市 中小企業資金融資制度のご案内

この制度は、中小企業信用保険法及び千葉県信用保証協会の信用保証に基づき、市内の中小企業者等が経営上必要とする事業資金の調達を円滑にし、市内の中小企業等の振興を図るために設けられたものです。

■申請から融資実行までの流れ



- ①申請者は取扱金融機関へ申請書類を提出します。
- ②金融機関が必要書類を追加して、市へ提出します。
- ③市は、金融機関の審査を経た申請書類等により、貸付要件等が適正であるか調査を行い、後日申請者に対し申請内容の確認と制度の説明等を行います。
- ④市の調査後、金融機関経由で、千葉県信用保証協会に審査を依頼し、経営状況、信用等の審査が行われます。
- ⑤千葉県信用保証協会は保証決定後、市に対し、保証決定通知書を、金融機関に対し、保証承諾書を通知します。
- ⑥市は金融機関と申込人に融資決定通知書を送付します。
- ⑦取扱金融機関は、保証書と市の融資決定を書面にて確認後、融資実行します。

お問合せ先 富里市 経済環境部 商工観光課 商工振興班
住 所 〒286-0292 富里市七栄652番地1
電 話 0476-93-4942 (直通)
F A X 0476-93-2101

■富里市中小企業資金融資制度対象者

①下記の資本金・または従業員数のいずれか一方が下記に該当する法人または個人が申込対象となります。

業種	資金・出資金	従業員数
製造業（運送業・建設業なども含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下
NPO法人	—	製造業等 300人以下 卸売業・サービス業 100人以下 小売業 50人以下

②常時使用する従業員数が20人<<商業・サービス業は5人>>以下の個人または法人。

■融資対象要件

(1) 市内で使用権限のある店舗等を有し、独立して1年以上継続して同一の事業を営んでいる中小企業者等であること。

※特別小口事業資金を利用できるのは、小規模事業者（常時使用する従業員数が20人《商業・サービス業は5人》以下の個人または法人）に限ります。

(2) 市税の完納者であること。

※特別小口事業資金については、市税の滞納がなく、かつ市県民税（所得割額があること）又は、法人市民税（法人税割額があること）を申請日以前において納期が到来した税額を完納していることが条件です。

(3) 千葉県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。

許（認）可が必要な業種は、許（認）可証を受けていなければ対象となりません。

■独立開業育成資金対象要件※上記（2）（3）の要件のほか

(1) 市内に引き続き1年以上居住していること。

(2) 市内に事業所を設置しているか、又は設置の予定があること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 3年以上同一企業の従業員及び通算して5年以上同種の企業の従業員として、勤務した者であって、従来従事していた事業を1年以内に独立して開業すること又は開業した日以後6ヶ月を経過していないこと。

イ 開業後6ヶ月以上1年未満であること。

■創業支援資金対象要件※融資対象要件（2）（3）のほか

(1) 創業者にあっては、市内で事業を開始する具体的な計画を有すること。

(2) 新規中小企業者にあっては、事業を開始した日の翌日から起算して1年経過していないこと。

■保証人

法人の場合は、原則として法人代表者が連帯保証人になります。ただし、千葉県信用保証協会及び金融機関がその必要がないと認めるときはこの限りではありません。

創業支援資金については、法人、個人に関わらず連帯保証人が必要です。

■融資対象外の業種・資金使途

- 農林漁業、宗教法人、金融・保険業（一部を除く）、その他保証協会で利用できないと判断された業種は対象外です。
- 資金使途は市内店舗等に係る事業資金に限ります。市外店舗等に係る資金は融資対象外です。また、住宅資金、教育資金、生活資金、借換え資金、投機資金及び定款に記載のない事業資金等は対象外です。

■資金の種類及び貸付限度額等

別表のとおり

■利子補給等

この融資制度を利用して取扱い金融機関から資金を借り入れた場合には、市から貸付利率の年2%の利子補給を実施しています。利子補給は融資期間と同じ期間受けられます。

ただし、支払いを延滞（市税等の滞納も含む）したり、市外転出、期間延長や支払い額の減額等の条件変更をした場合は、利子補給を停止します。

なお、融資を受ける方が信用保証協会に支払う保証料に対しては、市からの補助はありません。

■取扱金融機関

千葉銀行・京葉銀行・千葉信用金庫・銚子商工信用組合

※市内の取扱支店は次のとおり。また、市外の支店でも取扱いをおこなっています。

金融機関名	住所	TEL	FAX
千葉銀行 富里支店	〒286-0221 富里市七栄651-96	93-9121	93-9129
京葉銀行 富里支店	〒286-0221 富里市七栄128-7	91-0211	91-0216
千葉信用金庫 富里支店	〒286-0221 富里市七栄320	93-1225	92-1039
銚子商工信用組合 富里支店	〒286-0221 富里市七栄298-6	93-2241	92-1257

■経営相談

富里市商工会では、創業、経営、金融、記帳、経理、財務、労働保険など経営にかかるご相談に応じております。

【お問合わせ先】

富里市商工会

住所 〒286-0292 富里市七栄653番地1

電話 0476-93-0136

FAX 0476-92-1971